

冬期に向けた海難防止対策について

冬期の日本海側では、北西寄りの強い季節風が連吹し、また、急速に発達する低気圧の影響等によって、海上の荒天日数が多くなります。

そこで第二管区海上保安本部では、走錨海難防止対策と木材流出事故防止対策を強化し、これらの海難等を未然に防止することとしています

※ 走錨海難とは、錨泊した船舶が、強風や高波により錨を引きずりながら風下へ押し流され、浅瀬に乗揚げるなどの海難です。

※ 木材流出事故とは、木材運搬船が荒天等により荷崩れを起こし、積荷の木材が海上に流出する事故です。

1. 走錨海難防止対策

平成23年11月1日から平成24年3月31日までの5ヶ月間、秋田船川港、酒田港及びその周辺海域における、走錨による海難防止指導を重点的に実施していくとともに、AIS（船舶自動識別装置）を活用した走錨海難の未然防止に努めていきます。

(1) 秋田船川港、酒田港及びその周辺海域において、各地方気象台から強風を予想する警報・注意報が発出され、走錨のおそれがあると判断されるときには、秋田及び酒田各海上保安部から船舶及び船舶代理店等に対し、FAX等により情報提供を行うとともに、当本部から国際VHF（無線電話）により情報提供を行います。（別紙1参照）

(2) 当本部が運用しているAISを活用して、AIS搭載船舶に対し気象情報や走錨注意情報を提供するとともに、AISにより走錨船舶を認知した場合には、リアルタイムに当該船舶に注意喚起を行います。（別紙2参照）

なお、「走錨海難防止対策」は、昭和50年から昭和56年にかけて秋田船川港及び酒田港で走錨海難が9隻発生したことを契機に昭和57年から実施しておりますが、平成8年の酒田港内での走錨海難を最後に、昨年度までの14年間、走錨海難ゼロを継続しています。

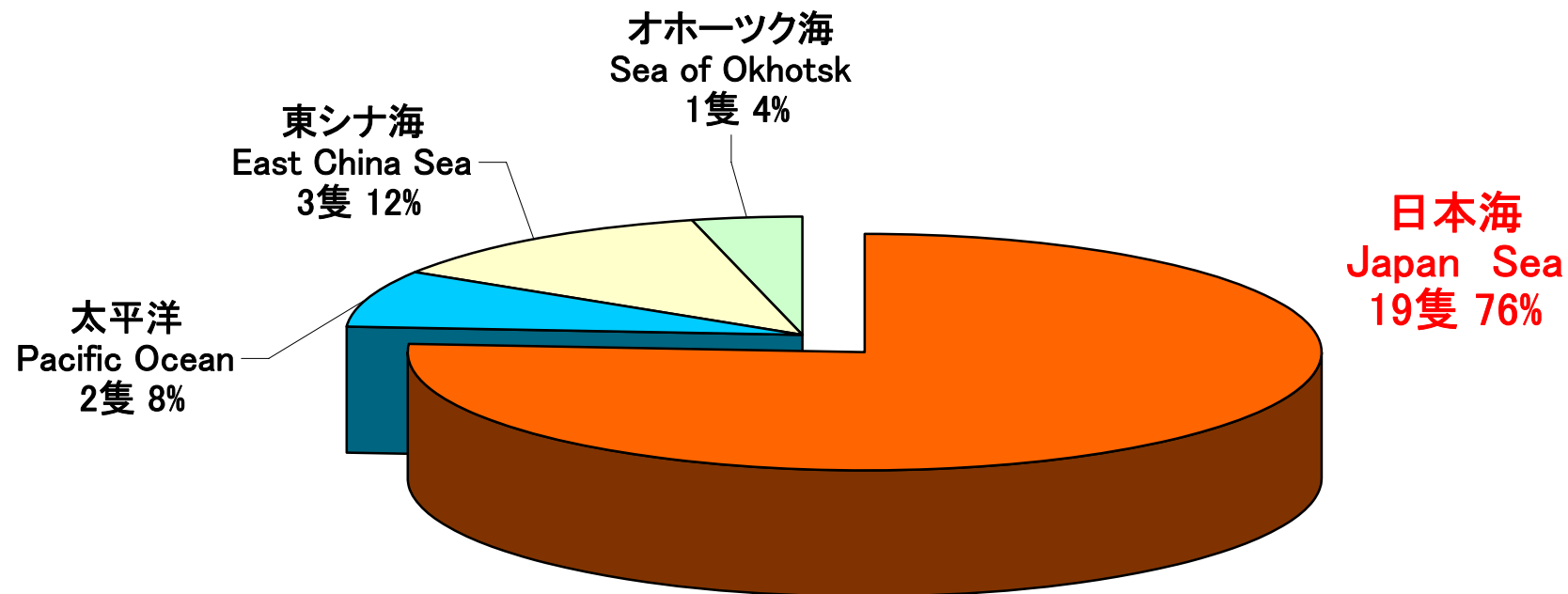
2. 木材流出事故防止対策

木材運搬船の荷崩れ事故は、当該船舶を転覆等の危険に陥れ、また、積荷の木材を流出させた場合には、長期間海域を広範囲にわたり漂流することで、付近航行船舶の安全を阻害するとともに、沿岸海域に漂着した場合など、漁業環境や海浜環境に大きな影響を与える場合が少なくありません。

このため、過去に発生した木材流出事故が、冬期の日本海で多発（別紙3参照）していることから、当本部では、平成16年から日本海を管轄する第一管区（小樽市）、第八管区（舞鶴市）及び第九管区（新潟市）の各海上保安本部と連携し木材流出事故防止対策を実施しており、本年も事故多発の可能性が高い冬期に当たり11月1日から11月30日までの1ヶ月間を「環日本海木材流出事故防止強化月間」とし、引き続き翌年3月末までを「警戒期間」として、日本海全体をとらえた海難防止活動を実施します。

同活動においては、管内各港に入港した外国船籍木材運搬船を訪船し、気象・海象情報の早期把握、荷崩れ防止対策の徹底等安全運航の基本について指導・啓発活動を推進していきます。

【単位:隻】



■ 日本海 Japan Sea	■ 太平洋 Pacific Ocean	■ 東シナ海 East China Sea	■ オホーツク海 Sea of Okhotsk
--------------------	------------------------	--------------------------	----------------------------